

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日 時：令和8年4月13日(月) 10:00~11:00

場 所：天王寺納税協会 3階会議室

支部長挨拶

税務署長挨拶

支部提案議題

- 1 確定申告期の税務相談の対応について
- 2 支部定期総会について
- 3 租税教育について
- 4 その他

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 税理士業務の概況書について

発送業者が3月31日(火)に郵便局持ち込み

「税理士業務の概況書」は、4月30日(木)までに提出願います。

2 令和8年7月10日以降に新たに内部事務センター化の対象となる税務署について

令和8年7月10日以降、税務署における内部事務の効率化等、納税者利便の向上などを目指し、今後**天王寺税務署を含めて、全税務署がセンター化の対象となる予定**です。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

2 租税教室について

租税教室開催希望状況

	校数	外部講師	学校先生	開催なし	未回答
小学校	8	6	2	0	0
中学校	9	2	4	1	2
高等学校	12	1	6	0	5

※ 希望した学校に対し、租税教室を順次開催(早い学校では5月から)

3 租税教育推進協議会・定期総会について

租税教育推進協議会の定期総会について、本年も書面開催を予定

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 令和7年分確定申告の振替納付日等

- ✓ 申告所得税:令和8年4月23日(木)
- ✓ 消費税:令和8年4月30日(木)

関与先の振替納税利用者につきまして、**振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認**いただくよう、ご指導をよろしくお願いいたします。残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要になる場合があります。

○ e-Taxにより申告された方

関与先又は税理士の方からe-Taxにより申告された場合には、「**振替納税のお知らせ**」を4月中にメッセージボックスへ格納します(例年格納日 4月10日前後)。

○ e-Tax以外の方法で申告された方

e-Tax以外の方法で申告された方で、次のイ、ロに該当する場合には、4月中に「**振替納税のお知らせ**」はがきを送付します(例年郵便局持込日 4月中旬)。

イ 振替納税を利用される税目が申告所得税及び復興特別所得税 ①新規の振替利用の方 ②直前の振替納付日に引落しができなかった方

なお、申告所得税及び復興特別所得税と併せて消費税及び地方消費税についても振替納税を利用されている方に対しては、上記の対象者にかかわらず、送付します。

ロ 振替納税を利用される税目が消費税及び地方消費税 利用される方全員

なお、上記に該当しない方には、「振替納税のお知らせ」が送付されませんので、振替期日の周知等の期限内納付指導をお願いします。

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

2 ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)について

○ ダイレクト(e-Taxによる口座振替)納付とは？

e-Taxを利用して申告等データを送信した後、簡単な操作で**事前に届出をした預貯金口座から口座引落としにより国税を納付する方法**です。また、「**自動ダイレクト**」であれば、e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れるだけで、別途操作をすることなく、納期限に**自動的に口座引落とし**となるので、さらに便利です。

○ ダイレクト納付のメリット

- ・ **期限内であれば引落日を指定**することができます(自動ダイレクトを利用する場合の引落日は法定納期限(法定納期限当日に手続をした場合は翌取引日)となります。)
- ・ 複数の預貯金口座を登録できるので、**税目ごとに口座を変更することもできます**。

○ **こんな方にオススメ！**

源泉所得税を毎月納付している方

→e-Taxを利用して徴収高計算書の提出と納付が行えます。また、自動ダイレクトを利用すれば徴収高計算書の提出と納付が同時に行えます。

天王寺税務署からの連絡事項（徴収部門）

○ 期限内納付のお願い

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

ダイレクト納付や振替納税など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくお願いいたします。

※ 別添2「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」

又インボイス発行事業者の登録を受け、免税事業者から課税事業者になられた方について、初めての消費税を申告される方もおられるかと思いますので、納付資金の確保のご指導をよろしくお願いいたします。

※ 別添3「消費税の期限内納付のために 計画的な納税資金の積立てを！」

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和7年分確定申告について

- 税理士支部独自事業(税務支援)

場 所 : 天王寺納税協会 3階会議室

日 時 : 令和8年2月12日(木)~令和8年2月20日(金)

- 納税協会無料相談(協議派遣)

場 所 : 天王寺納税協会 3階大会議室

日 時 : 令和8年2月24日(火)、25日(水)

スマホ申告等への対応も含め、申告期前から、多くの納税者に対応いただき、ありがとうございました。

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

2 令和7年分所得税等の確定申告書の見直し確認について

- ・ 現在、確定申告書の内容を審査中
- ・ 税務代理権限証書の添付がない場合は、納税者へ連絡
- ・ 修正申告や更正の請求の手続きが必要な場合は、e-Taxの利用を

3 消費税の各種届出書の提出について

- ・ 新たに令和9年課税期間から課税事業者となる場合や課税事業者に該当しなくなった場合は、速やかに届出書の提出が必要
- ・ 届出書等の提出についても、e-Taxの利用を

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(資産))

4 相続税e-Taxの利用状況

- ・ 令和8年1月末現在

5 資産課税事務の「エリア一体運営」について

- ・ 別添4「資産課税事務の「エリア一体運営」についてのお知らせ」

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

- 1 インボイス制度に関する令和8年度税制改正について
別添5「インボイス制度に関する令和8年度税制改正について」
別添6「インボイス制度において事業者が注意すべき事例集」

- 2 添付書類も含めたe-Tax(ALL e-Tax)の推進について
別添7「法人税の電子申告は4社に3社がALL e-Taxです！！」

- 3 20歳未満飲酒防止への取組について
別添8「4月は『20歳未満飲酒防止強調月間』です」
 - 20歳未満飲酒防止キャンペーンの実施
日時:令和8年4月16日(木) 15:30~
場所:大阪上本町駅

大阪国税局からのお知らせ

税務署の内部事務のセンター化

税務署における内部事務(※)の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務(調査・徴収事務)の充実・高度化を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「大阪国税局業務センター室」(センター)を下記の表のとおり設置しています。

※ 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

《センターの名称等》

センター名称	郵送先	郵便番号	対象署
大阪国税局業務センター	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	532-8548	大阪福島税務署・浪速税務署・西淀川税務署 東成税務署・東淀川税務署・北税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター 大手前分室	大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 ※ エリア別に郵便番号を分けてお りますので、所轄税務署に対応する郵 便番号をご記載ください。	540-8542 【大阪①エリア】	西税務署・港税務署・住吉税務署・東住吉税務署 西成税務署・東税務署・南税務署
		540-8543 【大阪②エリア】	岸和田税務署・泉大津税務署 泉佐野税務署・富田林税務署
大阪国税局業務センター 神戸分室	神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	650-8540	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署・須磨税務署 神戸税務署
大阪国税局業務センター 阪神分室	尼崎市若王寺3丁目11番46号 ※ エリア別に郵便番号を分けてお りますので、所轄税務署に対応する郵 便番号をご記載ください。	661-8521 【京都エリア】	福知山税務署・舞鶴税務署・宇治税務署 宮津税務署・園部税務署・峰山税務署
		661-8522 【兵庫①エリア】	尼崎税務署・洲本税務署・芦屋税務署・伊丹税務署
		661-8523 【兵庫②エリア】	相生税務署・豊岡税務署・加古川税務署 龍野税務署・西脇税務署・三木税務署・社税務署 和田山税務署・柏原税務署
		661-8524 【奈良エリア】	奈良税務署・葛城税務署・桜井税務署・吉野税務署
		661-8525 【和歌山エリア】	和歌山税務署・海南税務署・御坊税務署 田辺税務署・新宮税務署・粉河税務署・湯浅税務署

【ご留意いただきたい事項】

① センターへの申告書・申請書等の提出

- 上記の表にある税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおりご対応をお願いします。
 - e-Tax(データ)により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、**センターへ直接郵送**願います。
 - ※1 郵送による提出先となるセンターの所在地は、上記の表のとおりです。
 - ※2 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。
 - ※3 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出も可能ですが、センターへの郵送にご協力願います。

② センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

- センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
 - ※ **センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

③ 従来どおり所轄税務署で行うもの

- 納税証明書の交付
 - ⇒ 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください(納税証明書の取得は、便利なオンラインでの請求を是非ご利用ください。)
- 現金による国税の納付
 - ⇒ 自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付もご利用いただけます。是非ご利用ください。
- 面接による相談等の窓口対応
 - ⇒ 面接による相談を希望される場合は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います。
 - (注) 国税に関する質問は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。
 - 電話による税務相談は、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)等をご利用の上、電話相談センターにお問い合わせください。
- ※ **上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。**

(令和8年7月10日以降に新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署)

センター名称	対象署
大阪国税局業務センター	天王寺税務署・生野税務署・阿倍野税務署
大阪国税局業務センター大津分室【新設】	大津税務署・彦根税務署・長浜税務署・近江八幡税務署・草津税務署・水口税務署・今津税務署
大阪国税局業務センター城東分室【新設】	旭税務署・城東税務署・枚方税務署・門真税務署・東大阪税務署
大阪国税局業務センター大手前分室	堺税務署・豊能税務署・吹田税務署・茨木税務署・八尾税務署
大阪国税局業務センター阪神分室	上京税務署・左京税務署・中京税務署・東山税務署・下京税務署・右京税務署・伏見税務署 姫路税務署・明石税務署・西宮税務署



税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導等の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。

《センターの名称等》

センター名称	担当事務	対象署
大阪国税局業務センター 大阪福島分室	資料情報及び個人課税事務	滋賀県下全7税務署・京都府下全13税務署 奈良県下全4税務署・和歌山県下全7税務署
	資産課税事務	大阪国税局管内全83税務署
大阪国税局業務センター 西淀川分室	法人課税及び間接諸税事務	大阪国税局管内全83税務署
大阪国税局業務センター 南分室	資料情報及び個人課税事務	大阪府下全31税務署
大阪国税局業務センター 長田分室	資料情報及び個人課税事務	兵庫県下全21税務署

《主な事務の内容》

- 照会文書等の発送

上記の表のセンターから発送する主な文書は下記の表のとおりです。

区分	文書名等
資料情報事務	・ 支払調書等のe-Tax等による提出について
個人課税事務	・ 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について
資産課税事務	・ 相続税の申告についてのお尋ね
法人課税事務	・ 無申告法人等に対する文書
間接諸税事務	・ 収入印紙の貼付状況に係るお尋ね文書

【ご留意いただきたい事項】

センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。

申告書等を書面で提出する際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

また、e-Taxを利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細はこちら▶



税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
 - ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
 - ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
 - ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
 - ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
 - ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ ダイレクト納付については、e-Tax で申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手続が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**



計画的な納税資金の積立てを!

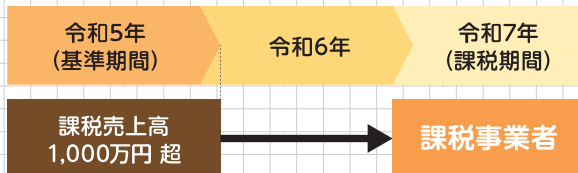
Point

消費税の確定申告が必要な事業者とは?



基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

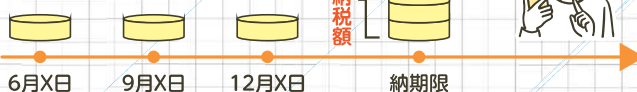
Point

計画的な納税資金の積立てには**予納ダイレクト**が便利です!

Q.予納ダイレクトとは?

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

定期的に均等額を予納すると...



予納ダイレクトのメリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

サイトと動画でもっと詳しく!

詳しくは、**国税庁ホームページ**

YouTubeでも紹介しています!

確認しながら作業ができる!

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



ダイレクト納付を利用した予納と分割納付のご紹介▶



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業(第1種事業)		小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など(第3種事業)		飲食店業など(第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など(第5種事業)		不動産業(第6種事業)	
	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
1,000万円	84万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	1.7万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円	120万円	10.0万円
3,000万円	250万円	2.5万円	60万円	5.0万円	90万円	7.5万円	120万円	10.0万円	150万円	12.5万円	180万円	15.0万円

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和7年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

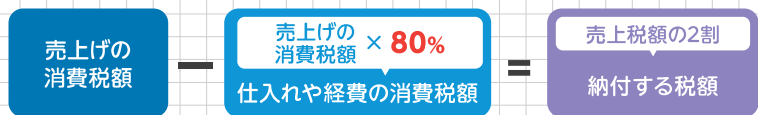
Point

インボイス発行事業者の方へ!

『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

詳しくは、国税庁ホームページへ



「消費税 2割特例
特設ページ」へ



インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
Tel.0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に
関する各省庁等の
相談窓口一覧



選べる便利な
納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

＼ 納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	e-Taxで申告後、e-Taxを経由して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、納付する方法

詳しくは、国税庁
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書を送付することはありません。

YouTube
でも紹介しています!

使うと便利!

キャッシュレス
納付方法のご案内



Point

納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁
ホームページへ



Point

マイナンバーカード及び電子証明書の期限にご注意ください!

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続きやマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。

詳しくは、
デジタル庁公式note



資産課税事務の「エリア一体運営」についてのお知らせ

概要

税務署における資産課税事務の効率化を目的として、令和8年7月10日から中心署の職員が対象署の資産課税に係る事務処理を行う「エリア一体運営」を次のとおり拡大します。

○ 資産課税事務のエリア一体運営実施署

中心署	対象署	
対象事務	資産課税事務全般（内部事務・相談事務・調査事務）	資産課税の調査事務
大津	彦根 長浜 近江八幡※ 水口 今津	草津
上京	左京 中京	
下京	東山 伏見	
右京	園部	
福知山	舞鶴 宮津 峰山 豊岡 和田山 柏原	
城東	旭	
東住吉		住吉
東淀川	大阪福島 西淀川 大淀	
北	浪速 東成 天王寺※ 生野※ 阿倍野	
南	西 港 西成	東
堺		岸和田 泉大津 泉佐野
枚方		門真
神戸	灘 長田	兵庫 須磨
姫路	相生 龍野 西脇 社	
尼崎		伊丹
明石	洲本※ 三木※	加古川
奈良	桜井	
葛城	吉野	
和歌山	海南 粉河 湯浅	
田辺	御坊 新宮	
計20署	計 43 署	計 11 署

(注) 1 赤字は、「資産課税の調査事務」から「資産課税事務全般」を対象とするエリア一体運営に変更する署を示します。
 2 ※印は、「資産課税事務全般」を対象とするエリア一体運営で中心署を変更した署を示します。

留意していただきたい事項

資産課税事務の「エリア一体運営」は、行政サービスの水準を維持しながら事務を効率的に処理するために実施しているものであり、納税者の皆さまの所轄の税務署を変更するものではありませんが、実施後は次の点にご留意ください。

- 申告書・申請書等の提出先・相談窓口【全対象署共通】
 - ・ e-Tax(データ)による申告書や申請書等の提出先や資産各税に関する相談の窓口は、**従来どおり所轄の税務署**となります。
 - ※ 書面で提出する場合は、大阪国税局業務センター室(分室)への郵送にご協力願います。
- 相談事務関係【資産課税事務全般を対象とする署(43署)】
 - ・ 対象署における**資産各税の面接相談**を希望される場合は、**事前予約の上、中心署の職員**が対応いたします。
 - ・ 対象署における**資産各税の電話相談**は、**中心署の職員**が対応いたします。
- 調査事務関係【全対象署共通】
 - ・ 中心署(20署)及び資産課税の調査事務を対象とするエリア一体運営の対象署(11署)の職員が、それぞれの**エリア内における資産各税の調査事務**に従事いたします。

インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

2つのポイント

- 1 2割特例は個人事業者のみ適用可能な3割特例に
- 2 8割控除は7・5・3割控除に

1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置(3割特例)

◆ 3割特例の創設 **個人事業者**

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとされました。(3割特例)

※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。

※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。

※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し **個人事業者** **法人**

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされました。

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例 適用不可		

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

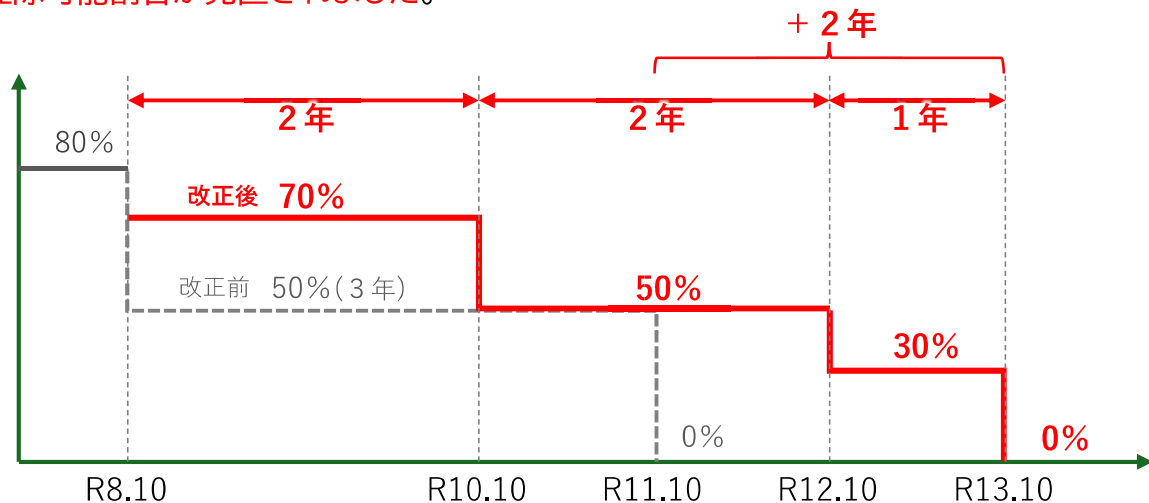
令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

2

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7・5・3割控除)

◆ 控除可能割合等の見直し(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長**した上で、以下のとおり**控除可能割合が見直されました**。



◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円(改正前:10億円)を超える場合**には、その超えた部分の課税仕入れについて、**本経過措置の適用を認めないことと**されました。

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

◆ その他の改正

◆ 特定金属くず特例の創設

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(金属盗対策法)に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源等特例の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産(消耗品を除く)として買い受ける**特定金属くず**について、一定の事項が記載された**帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えることと**されました。

※ 上記の改正は、金属盗対策法の施行の日から起算して3月を経過する日の翌日以後に行う課税仕入れについて適用されます。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください



インボイス 特設サイト



インボイス制度において事業者が注意すべき事例集

令和5年7月
国税庁
(令和8年4月改訂)

インボイス発行事業者の登録取消しにおいて注意すべき事例

免税事業者のインボイス発行事業者への登録・取消しに係る手続

		令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間	左記以後
登録手続	提出書類	登録申請書（注1）	登録申請書 課税事業者選択届出書
	提出期限	登録希望日（提出日から15日以後の登録を受ける日として希望する日）を記載して提出（注2、3、4）	課税期間の初日から起算して15日前の日（注2） 課税事業者選択届出書は課税期間の初日の前日
取消手続	提出書類	登録の取消しを求める旨の届出書（登録通知日より前は取下書）	
	提出期限	<u>取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日（注2、3）</u>	
	取り消し後の納税義務	登録日から2年経過日の属する課税期間の末日までは、 基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されない。 ※ 令和5年10月1日を含む課税期間に登録した事業者については、その登録日を含む課税期間の納税義務は生じるが、その翌課税期間からは基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合などは納税義務なし。	課税選択した課税期間の初日から2年経過日の属する課税期間の初日以後は、課税選択不適用届出書を提出することができ、この場合、当該届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間以後は、納税義務なし。

（注1） 免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があるが、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合には、登録申請に関する経過措置の適用により、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることが可能（28年改正法附則44④）。

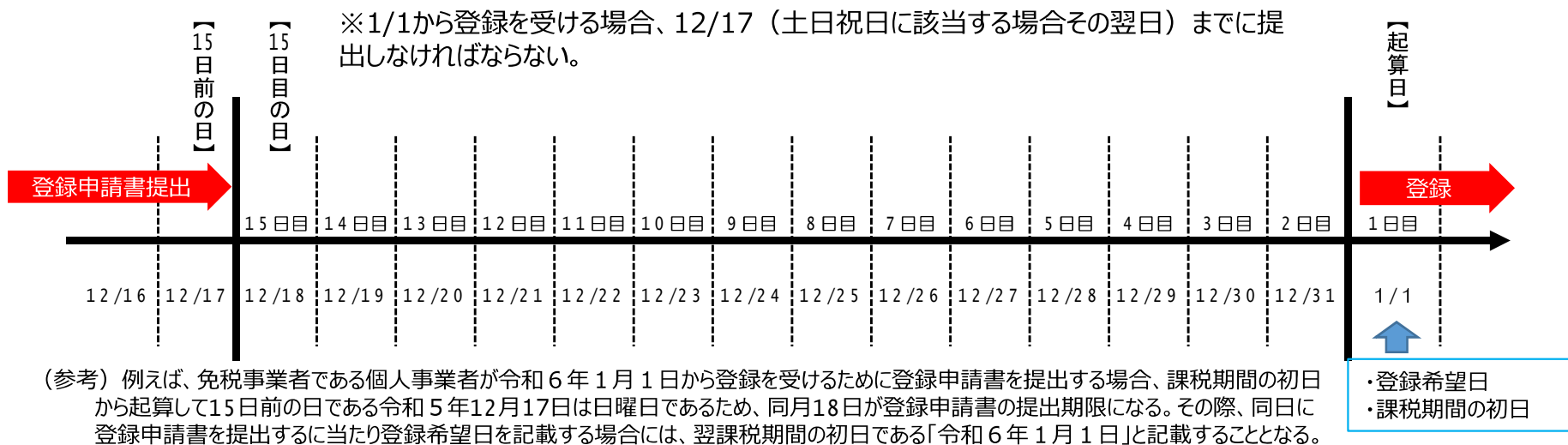
（注2） 発信主義（郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす）

（注3） **期限が土日祝日の場合でもその翌日に期限が延長されない。**

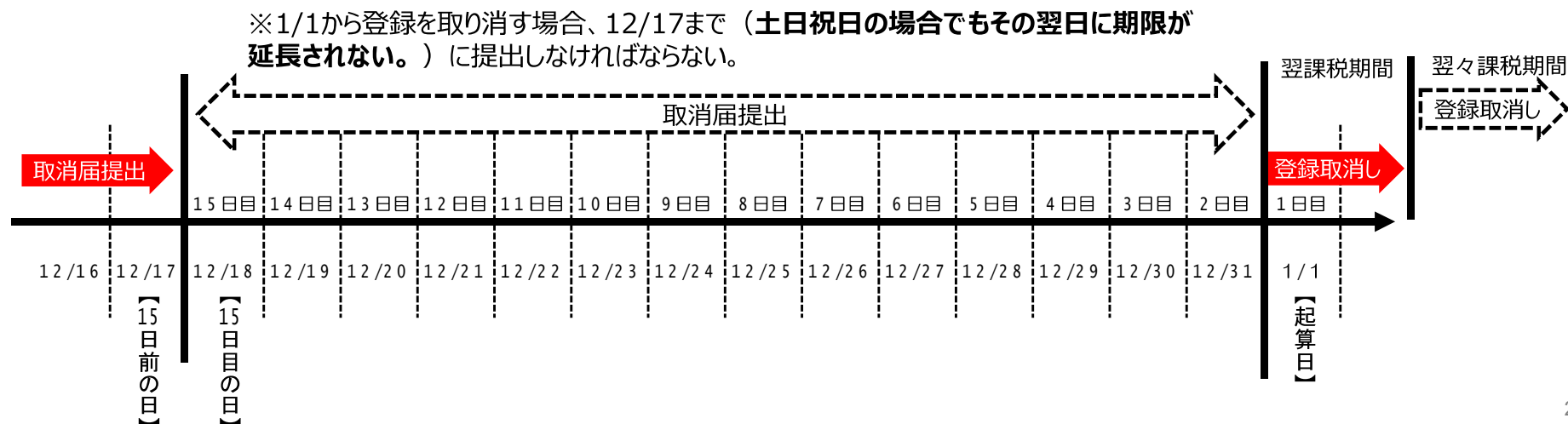
（注4） 既に課税事業者である者が登録を受ける場合、登録日からインボイス発行事業者となる（登録希望日の記載は不可）。

インボイス発行事業者の登録・取消しに係る手続の日数の計算

登録申請手続： 免税事業者がインボイス制度開始後に課税期間の初日から登録を受けようとするときは、課税期間の初日から起算して15日前的の日までに、登録申請書を提出しなければならない（登録希望日から登録を受ける場合は、提出日から15日以後の日として事業者が希望する日を記載）。

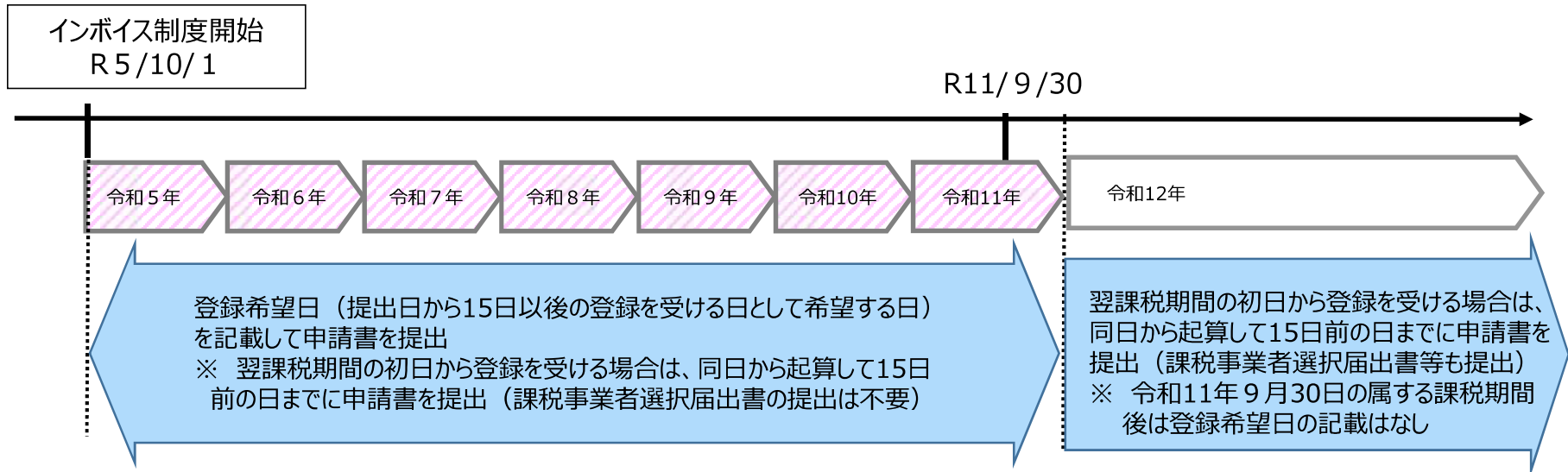


登録取消手続： 翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前的の日までに、届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。



免税事業者のインボイス発行事業者への登録と取消しに係る手続（図）

【登録申請手続（登録希望日の記載）】



【登録の取消手続】



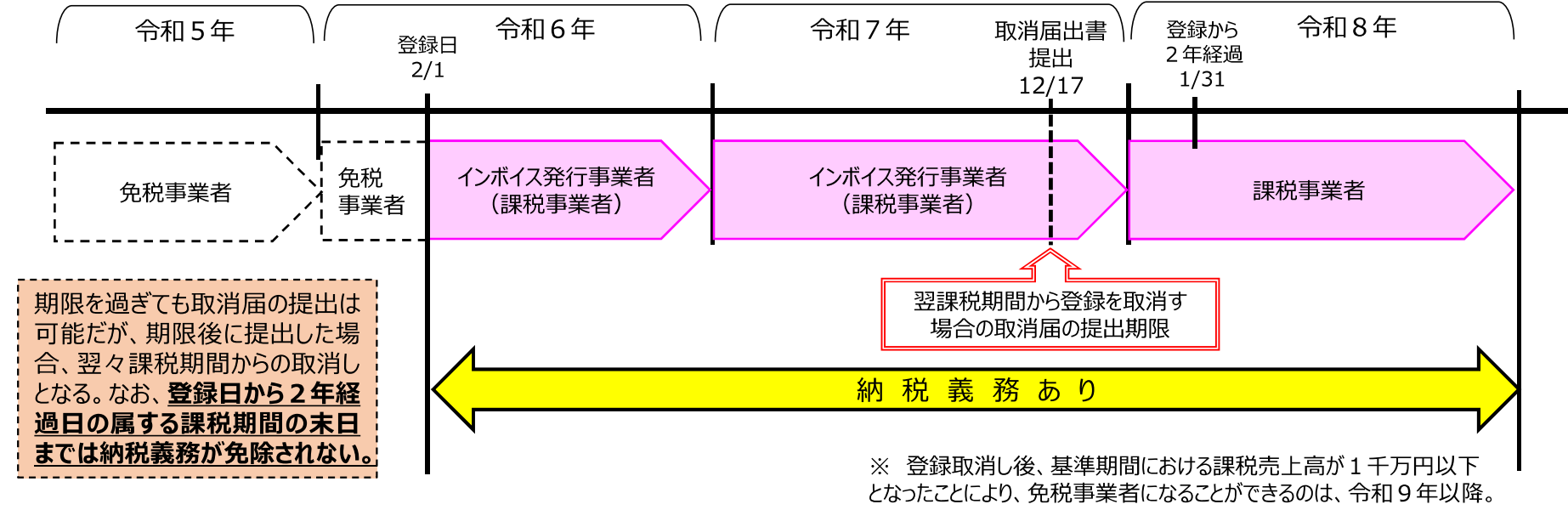
個人・12月決算法人がX年1月1日から登録を取り消す場合の取消届の提出期限
 ※12/17が土日祝日の場合でもその翌日に期限が延長されない。
 ※ 郵送の場合は12/17の通信日付有効

(注) 制度開始後であっても登録通知日※までに、適格請求書発行事業者の登録申請を取り下げる場合は、取下書を提出する。
 ※ 登録申請書に登録希望日を記載し、登録希望日より前に登録通知を受けた場合には、登録希望日の前日（到達主義）

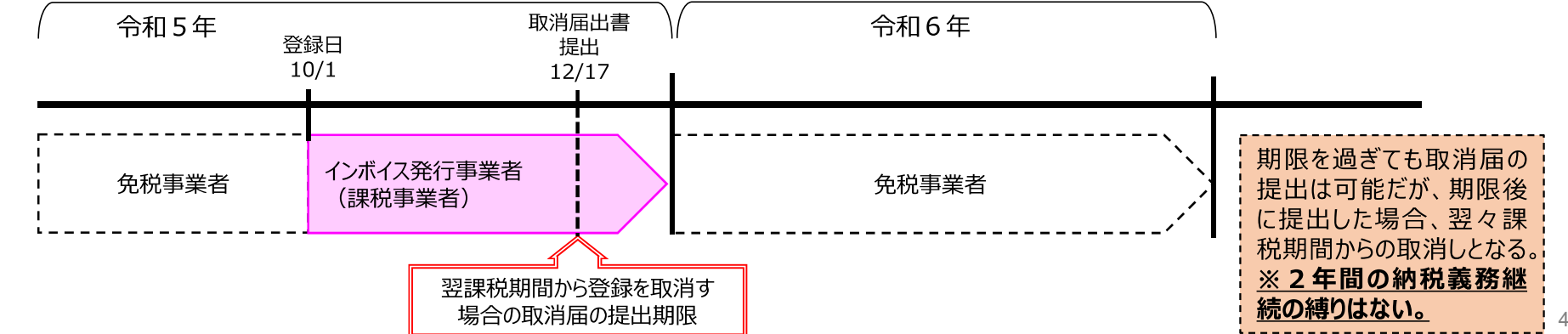
免税事業者がインボイス発行事業者の登録を取消した際の納税義務

- 取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日までに取消届を提出する必要がある。
- 登録申請に関する経過措置の適用により登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、納税義務あり（ただし、令和5年10月1日を含む課税期間に登録した事業者を除く）。

令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録申請に関する経過措置の適用により登録を受けた個人事業者



令和5年10月1日を含む課税期間に登録を受けた個人事業者



2割特例・3割特例の適用に当たって注意すべき事例

項目	想定されるケース（やりたいこと）	注意すべき内容
2割特例・3割特例	2割特例・3割特例の適用を受けるケース	<u>基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間等については、2割特例・3割特例の適用を受けることができない。</u>
	3割特例の適用を受けるケース	<u>法人は、基準期間における課税売上高にかかわらず、3割特例を適用できない（個人事業者のみ適用できる特例）。</u>
	2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間（令和8年9月30日以前に終了する課税期間）について、簡易課税制度の適用を受けるケース	2割特例の適用を受けた事業者は、 <u>その適用を受けた課税期間の翌課税期間（令和8年9月30日以前に終了する課税期間）中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができる。</u> ※ 申告時に届出書を提出しても当該申告分について簡易課税制度の適用を受けることはできない。
	2割特例・3割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間（令和8年10月1日以後に終了する課税期間）について、簡易課税制度の適用を受けるケース	2割特例・3割特例の適用を受けた事業者は、 <u>その適用を受けた課税期間の翌課税期間（令和8年10月1日以後に終了する課税期間）の申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができる。</u>

2割特例・3割特例を適用できる・できない課税期間

【2割特例・3割特例を適用できる・できない課税期間①】

(例) 免税事業者であった**個人事業者**が令和5年10月に登録を受けた場合（基準期間における課税売上高のみを考慮し、令和3・4年の課税売上高が1,000万円以下であるケース）

年分	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,300万円
適用の可否	適用可 (2割特例)	適用可 (2割特例)	適用可 (2割特例)	適用不可	適用可 (3割特例)	適用不可

※ 基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間等については、2割特例・3割特例の適用を受けることができない。

【2割特例・3割特例を適用できる・できない課税期間②】

(例) 免税事業者であった**12月決算法人**が令和5年10月に登録を受けた場合（基準期間における課税売上高のみを考慮し、令和3・4年の課税売上高が1,000万円以下であるケース）

決算期	R5/12期	R6/12期	R7/12期	R8/12期	R9/12期	R10/12期
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,300万円
適用の可否	適用可 (2割特例)	適用可 (2割特例)	適用可 (2割特例)	適用不可	適用不可	適用不可

※ 法人は、基準期間における課税売上高にかかわらず、3割特例を適用できない（個人事業者のみ適用できる特例）。

前年に2割特例・3割特例を適用した場合の簡易課税制度の選択手続

【簡易課税選択届出書の提出期限（R8.9.30以前に終了する課税期間）】

(例) 個人事業者が令和5年分の申告について2割特例を適用した場合における令和6年分の簡易課税制度選択届出書の提出期限

年分	R3年	R4年	R5年	R6年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円
2割特例	—	—	適用可	適用不可

簡易課税制度の適用
 令和6年分から適用する場合の
 簡易課税制度選択届出書の提出期限
 (適用する課税期間の末日)
※ 申告期限ではないので注意

【簡易課税選択届出書の提出期限（R8.10.1以後に終了する課税期間）】

(例) 個人事業者が令和8年分の申告について2割特例を適用した場合における令和9年分の簡易課税制度選択届出書の提出期限

年分	R6年	R7年	R8年	R9年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円
2割特例	—	—	適用可 (2割特例)	適用不可

簡易課税制度の適用
 令和9年分から適用する場合の
 簡易課税制度選択届出書の提出期限
 (適用する課税期間の**確定申告期限**)

e-Tax申告法人の 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

- ◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
- ◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

YouTube 「国税庁動画チャンネル」

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。



Check



財務諸表データの作成方法

【「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応】

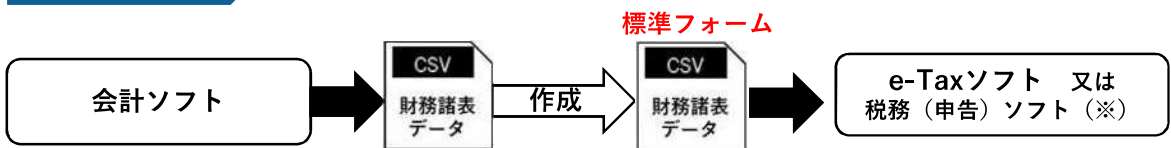
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

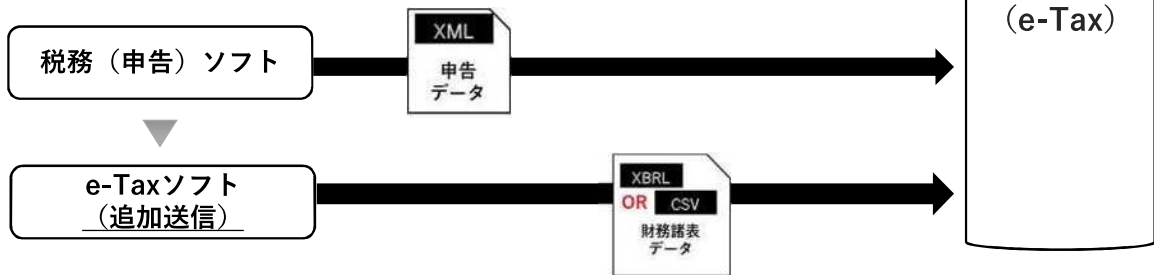


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信





飲まない**選択**が、 あなたを守る



20歳未満の飲酒は禁止!

20歳未満の者の飲酒は、脳の発達などに悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるのみならず、アルコール依存症になるおそれがあります。

4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。

2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、飲酒可能な年齢は20歳以上のまま維持されています。

20歳未満の者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。



国税庁、厚生労働省、こども家庭庁、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランティアチェーン協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、一般社団法人酒類政策研究所